

志監第48号
令和2年2月18日

志布志市議会議長 西江園 明
志布志市長 下平晴行
志布志市教育委員会教育長 和田幸一郎
志布志市選挙管理委員会委員長 立山芳太郎
志布志市農業委員会会长 山下昭一
志布志市水道事業志布志市長 下平晴行

志布志市監査委員 嶋戸貞治
志布志市監査委員 玉垣大二郎



令和元年度定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和元度定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

1 監査の期日

令和元年10月23日から令和2年2月5日まで

2 監査の対象

対象課等名	実施日
議会事務局	令和元年11月7日
総務課	令和元年11月22日
財務課	令和元年11月22日
企画政策課	令和元年11月12日
情報管理課	令和元年11月5日
港湾商工課	令和元年11月6日 令和2年2月5日
税務課	令和元年11月5日
市民環境課	令和元年11月13日
福祉課	令和元年11月7日
保健課	令和元年11月21日
農政畜産課	令和元年11月11日
耕地林務水産課	令和元年11月12日 令和2年2月4日
建設課	令和元年11月13日 令和2年2月4日・5日
松山支所総務市民課	令和元年10月23日
松山支所産業建設課	令和元年10月24日 令和2年2月4日
志布志支所地域振興課	令和元年10月25日 令和2年2月4日
志布志支所市民税務課	令和元年10月25日
志布志支所福祉課	令和元年10月30日
志布志支所産業建設課	令和元年10月28日 令和2年2月5日
会計課	令和元年11月19日
教育総務課	令和元年10月30日 令和2年2月4日
学校教育課	令和元年10月28日
生涯学習課	令和元年10月29日 令和2年2月4日
教育委員会事務局松山分室	令和元年10月23日
教育委員会事務局有明分室	令和元年11月21日 令和2年2月5日
選挙管理委員会事務局	令和元年11月22日

監査委員事務局	令和元年 11月 7日
農業委員会事務局	令和元年 10月 24日
水道課	令和元年 11月 20日 令和2年 2月 4日

3 監査の主眼及び方法

監査は、令和元年度の財務に関する事務（工事等の現地確認を含む。）の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

- (1) 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。
- (3) 収入の確保が適正に行われているか。
- (4) 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。
- (5) 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

4 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認めた。

収入事務のうち、公有財産の使用許可においては、継続分に係る事務処理について、定期監査時においても処理のできていない課が見受けられた。事前に更新時期は把握できることから、計画的に準備を行い、処理に遅延が生じないよう事務改善を図るとともに、課内においても事務の進捗状況を把握し、会計年度内に収入漏れがないよう留意されたい。

補助金等交付事務については、補助内容や交付方法の見直しが進められており、また、財務課より補助金等交付事務チェックリストが作成されたことにより、各課における事務処理の改善も見られた。しかし、いまだに予算書の備考欄に記載がなく補助対象経費の内訳が明確でないものが散見され、志布志市補助金等交付要綱（平成22年告示第24号）で定める補助事業者等に合致しない者への交付決定も1件あった。補助金交付決定においては、根拠となる規則、要綱等を確認し、補助事業者等の要件を満たしているか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどの審査を十分に行い、適正かつ慎重に手続を行わみたい。また、補助目的に対し補助対象者等が要綱上適切に設定されているかを適宜精査し、必要に応じて要綱改正を行わみたい。さらに、補助金の実績報告において、請求書の写しを添付しているものが一部見られたが、補助事業に係る全ての収入及び支出を終えて事業の完了とし、その後の実績報告をもって補助額を確定

するものであるため、補助事業の支出の確認においては領収書を基本とし、確定額に誤りがないよう厳格に処理されたい。

週休日の振替等について、規則で定める期間内に勤務日を週休日に振り替えていない課が見られた。課によっては災害やイベント等への対応により振替が困難な状況があると考えられるが、職員の健康管理の観点からも、管理職は取得状況を把握し、業務の計画的な遂行、応援体制の整備等により、職員が休暇等を取得しやすい環境作りに努められたい。

次に述べる事務については、改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処されたい。

なお、軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、文書にて通知するので記述からは省略した。

(1) 各課等に共通する事項

- ア 補助金等交付申請に係る添付書類について、収支予算書等の内容が適切に記載されていないものを受理し、補助要件に該当するか等の内容の精査が行われていない。
- イ 調定及び支出負担行為書の起票が遅延している。
- ウ 様々な文書において、砂消しゴムの使用や鉛筆書きによる訂正が散見された。
- エ 休暇の取得の誤りが散見された。
- オ 隨意契約の相手方決定においては、決定日に相手方が来庁の上、代表者印を押印できる場合を除いて、原則通知書を送付されたい。

(2) 各課における注意事項

課等名	事項の内容
議会事務局	特になし。
総務課	防犯街灯設置事業補助金の実績報告において、不備のある領収書の写しを受理している。
財務課	軽微事項のみ。
企画政策課	軽微事項のみ。
情報管理課	特になし。
港湾商工課	軽微事項のみ。
税務課	軽微事項のみ。
市民環境課	公共用水域保全事業補助金及び浄化槽設置整備事業補助金で、実績報告においては、請求書ではなく支払状況が確認できる領収書等の写しを受理されたい。
福祉課	志布志市身体障害者連絡協議会運営事業補助金で、下部団体の予算等についての精査がなされていない。 免税事業者との委託契約において、見積依頼書、見積書及び随意契約の相手方決定通知書に係る消費税相当額の取扱いの整合性がとれていない。

保健課	免税事業者との委託契約において、消費税相当額についての契約内容が精査されていない。
農政畜産課	<p>農業生産対策事業補助金で、補助事業に係る支出が完了する前に実績報告書を受理し、補助金を精算払している。</p> <p>家畜伝染病侵入防止対策事業補助金で、志布志市補助金等交付要綱で定める補助事業者等に合致しない者へ交付決定している。</p> <p>畜産施設整備支援事業補助金で、実績報告においては、請求書ではなく支払状況が確認できる領収書等の写しを受理されたい。</p>
耕地林務水産課	行政財産使用許可に係る調定の起票をしていない。
建設課	道路占用料が未納である。
松山支所総務市民課	軽微事項のみ。
松山支所産業建設課	軽微事項のみ。
志布志支所地域振興課	軽微事項のみ。
志布志支所市民税務課	公共用水域保全事業補助金の実績報告において、事業費の確認を請求書で行っているが、請求書の添付がないものが1件あった。また、実績報告においては、請求書ではなく支払状況が確認できる領収書等の写しを受理されたい。
志布志支所福祉課	軽微事項のみ。
志布志支所産業建設課	軽微事項のみ。
会計課	軽微事項のみ。
教育総務課(学校給食センター含む)	随意契約の相手方決定通知において、不備が散見された(契印及び文書記号番号漏れ、公印省略等)。 被服類貸与で、被服類貸与簿の貸与年月日と、被服類貸与品交付請求書の日付が一致していない。
学校教育課	研修事業補助金で、支出の額を誤った収支決算書を受理している。
生涯学習課(図書館含む)	軽微事項のみ。
教育委員会事務局松山分室	軽微事項のみ。
教育委員会事務局有明分室	<p>行政財産使用許可に係る調定の起票をしていない。</p> <p>志布志市有明体育施設の指定管理料支払に係る事務手続が遅延している。</p> <p>契約更新に係る事務手續が遅延している。</p>

選挙管理委員会事務局	特になし。
監査委員事務局	特になし。
農業委員会事務局	軽微事項のみ。
水道課	軽微事項のみ。

(3) 工事施工状況確認の結果及び意見

令和元年度に施工された請負工事の中から、10課49工事（32施工箇所）を抽出し、令和2年2月4日及び同月5日に工事現場の実査を行った。

工事現場では、周辺環境に配慮し、安全管理に努めており、おおむね良好な施工状況であった。

工事中の施工箇所については、今後、天候にも左右されることが考えられることから、工程管理には十分留意されたい。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

5 むすび

以上が監査の結果である。

事務処理全般を通して、注意事項は散見されるものの、前年度よりも改善が見られた。これは、各課それぞれの事務改善への取組の成果であるとともに、各事務の所管課より、事務処理に係る要領等が適時周知されたことにより、全局的に適正で効率的な事務改善が図られたものであると考えられる。しかし、所管課による通知を把握しておらず、依然として誤った事務処理を行っているところも一部見受けられた。業務の複雑化、業務量の増加等に対応していくためにも、各課においては、所管課による通知等を適時確認し、事務の根拠となる法令等を再度確認するような体制を整備し、業務のマニュアル化やチェック体制の強化等、事務執行の適正化、効率化に努められたい。